平成２３年（フ）第５１４号
北海道旭川市春光６条２丁目１番７号　春光ハイツ２階５号室
債務者　石田　俊朗
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５２８号
北海道旭川市神楽岡10条１丁目３番15号
債務者　川村　英樹
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５３０号
北海道旭川市豊岡８条２丁目３番24号　豊岡８－２ハイツ３号室
債務者　進藤　純夫
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７５号
北海道根室市月岡町１丁目４番地２
債務者　相馬　裕治
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月23日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第８３号
大分県宇佐市安心院町塔尾752番地
債務者　藤内　峰夫
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月12日午後２時30分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９号
沖縄県沖縄市美里６丁目16番Ａ５―102号　美里団地
債務者　東江　　勇
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月13日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月13日午後１時10分
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第１６９１号
東京都福生市大字熊川1315番地都営熊川アパート５―104
債務者　石渡　　昇
1　決定年月日時　平成24年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月14日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２２年（フ）第２０号
新潟県佐渡市両津湊310番地　塚本金吾方
破産者　亡土屋**隆**男相続財産
1　決定年月日　平成24年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所佐渡支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１７７８８号
東京都千代田区神田富山町５番地
破産者　株式会社ヤマヤコーポレーション
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１９９７８号
神奈川県横浜市中区仲尾台11
破産者　山谷　一秀
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第３５４９号
愛知県清須市朝日愛宕72番地
破産者　有限会社保田工業
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６０５号
愛知県日進市赤池町モチロ61番地の34
破産者　株式会社宮地建設
1　決定年月日　平成24年１月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１０４号
茨城県つくばみらい市下小目57番地
破産者　有限会社東葛商工
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２１年（フ）第４４４号
京都市東山区祇園町南側537番地の２
破産者　阿彌陀堂
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２５７号
京都市南区吉祥院稲葉町16番地
破産者　大阪容器運送株式会社
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１００号
神戸市長田区苅藻通１丁目４番２号
破産者　株式会社Ｆｏｏｔ　Ｗｅａｒやまぢ
1　決定年月日　平成24年１月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２号
秋田県仙北市角館町中菅沢92番地の50
破産者　合資会社角館印刷所
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２３年（フ）第８１８号
横浜市金沢区福浦２丁目７番地９
破産者　株式会社福田鉄工所
1　決定年月日　平成24年１月19日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部